

令和3年10月14日

各位

中小企業庁「M&A 支援機関登録制度」への登録について

株式会社東和銀行（頭取 江原 洋）は、中小企業庁の「M&A 支援機関登録制度」に申請し、M&A 支援機関として登録されましたのでお知らせいたします。

M&A 支援機関として登録されますと、令和3年度当初予算「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」において、M&A 支援機関の活用にかかる費用（仲介手数料およびファイナンシャルアドバイザー費用等に限る。）が補助対象となります。

当行では、今後も M&A 支援業務を通じて、地域のお客様が抱える事業承継の課題解決を積極的にサポートし、地域経済の発展により一層努めてまいります。

記

1. M&A 支援機関制度について

本登録制度は、中小企業が安心して M&A に取り組める基盤を構築することを目的に、中小企業庁が創設したものです。令和3年8月24日から令和3年9月21日までの期間において公募が行われ、一定の要件を充足する機関が M&A 支援機関として登録されました。

なお、10月7日に中小企業庁から発表された最終結果において、M&A 支援機関として登録されたファイナンシャルアドバイザー（FA）および仲介業者は 2,253 件となっており、このうち当行含む地方銀行は 75 件となっております。